

子育て世帯臨時特例給付金

注意

臨時福祉給付金の対象者および生活保護受給者は、対象となりません。

対象 次の①②を満たす方

①平成26年1月分の児童手当（特例給付(*)を含む)を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
 (*)特例給付とは、児童手当の所得制限限度額を超過して、手当額が児童1人当たり月額5000円の方です。

支給額 児童1人につき1万円

※1児童あたり1回限りの支給です。

申請方法など

6月16日(月)までに、平成26年1月分の児童手当受給者あてに、申請書を送付します。申請書に記入の上、郵送または直接申請先(特別窓口)へ持参してください。

特別窓口

日時 6月16日(月)～29日(日)午前9時～午後5時
 (正午～午後1時を除く)

※6月21日(土)・22日(日)・28日(土)・29日(日)も受け付けます(午前11時45分～午後1時を除く)。

会場 市役所4階大会議室B

※特別窓口期間に申請が完了した方へは、7月31日(木)に給付金を支給する予定です。

特別窓口期間の問合せ 子育て支援課支援係(内)429

■児童手当と別口座への振込を希望する場合は、本人確認書類(運転免許証・旅券などの写し)と

振込先金融機関確認書類(金融機関名・口座番号・口座名義人(方名)がわかる預金通帳またはキャッシュカードの写し)の提出が必要です。

■平成26年1月1日に生まれた児童は、平成26年2月分の児童手当(特例給付を含む)を受給していれば対象となります。

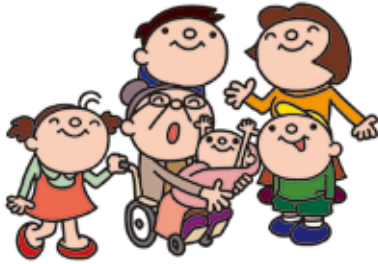
■平成26年1月2日以降に転入した方は、1月1日に住民票があった市区町村への申請が必要です。注意してください。

■平成26年1月1日以降に死亡した児童は、対象となりません。

■公務員の方へは、所属庁から申請書が配布されています。申請書と受給証明書を持参の上、特別窓口または郵送で申請してください。

■児童手当の現況届については、18ページをご覧ください。

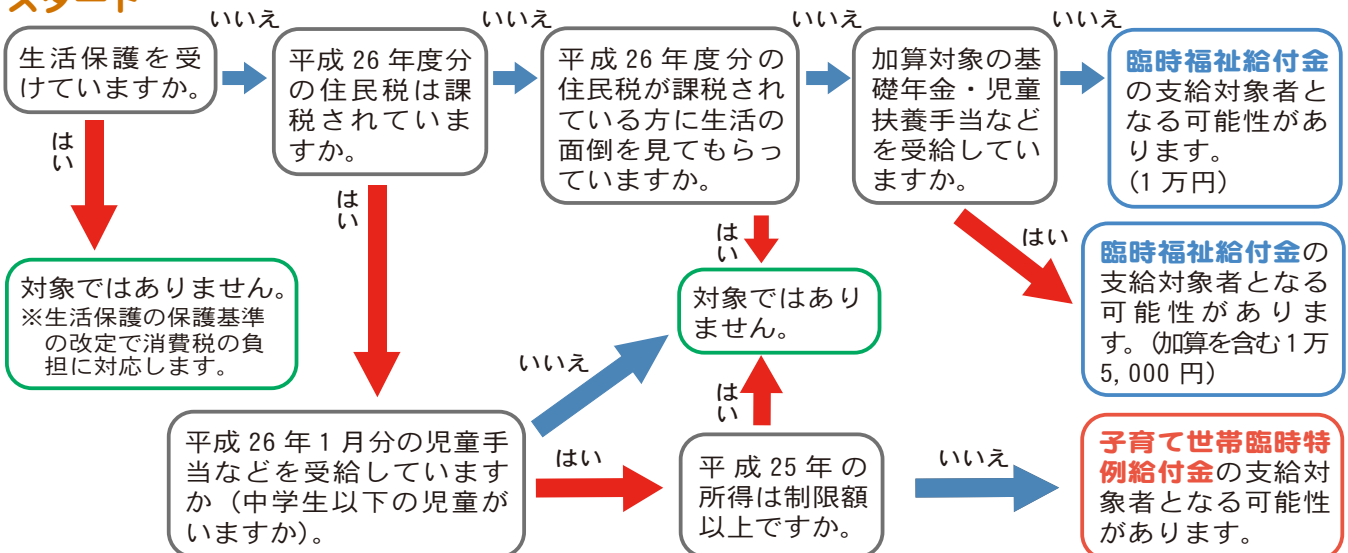
申請先・問合せ 子育て支援課支援係(内)235



対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日です。

スタート



※このチャートは、あくまで一般的な場合を想定しています。
 ※詳しくは、市役所または厚生労働省へ問い合わせてください。



夏まつりを盛り上げよう!

第39回はむら夏まつり 参加者募集!

第39回はむら夏まつり

日時 7月26日(土)・27日(日)午後3時
～8時30分

※催し物は、天候などにより変更・中止する場合があります。

会場 羽村駅周辺

テーマ 「39(サンキュー・感謝)」

主催 第39回はむら夏まつり実行委員会

人波踊り参加者募集

そろいの浴衣やはんてんなどを着用、羽村独特の民踊調のゆつたりとした踊りに参加しませんか(服装は自由です)。

期日 7月26日(土)

参加資格 市内・外を問わず、5人以上の団体で、はむら夏まつり実行委員会が認めた団体

サブステージでのパフォーマンス出演者募集

会場内に設置するトラックステージで、ダンスや音楽などのパフォーマンスを行います。

参加資格 市内・外を問わず、ボランティア(無償)で出演していただける方で、はむら夏まつり実行委員会が認めた個人・団体

※申込多数の場合は実行委員会で決定します。

ボランティアスタッフ募集

はむら夏まつりに運営スタッフとして参加しませんか。1日のみの活動も可能です。運営スタッフになって、夏まつりを一緒に盛り上げましょう。

対象 市内・外を問わず、ボランティア(無償)で運営に協力していただける方

内容 会場内の案内や清掃、各催し物の進行管理補助など

申込み

いずれも、6月2日(月)～13日(金)午後5時(必着)に、申込書に必要事項を記入し、Eメールまたは直接産業課へ
※申込書は、市役所西分室2階産業課で配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。

今年のテーマは



39 (サンキュー・感謝)

模擬店出店者募集

飲食・物品販売などの模擬店を行う団体を募集します。

出店資格 市内に事業所を有する、羽村市商工会会員または市内で常時活動している市民団体

※市民団体は、市内で常時活動しており、羽村市民のみで構成される団体であることが証明できるもの(活動記録など)が必要です。

申込み・問合せ 6月2日(月)～13日(金)午後5時(必着)に、出店者要綱を確認の上、申込書に必要事項を記入し出店料・提出書類を添えて、直接羽村市商工会へ

※出店者要綱・申込書は、羽村市商工会で配布するほか、市公式サイト・羽村市商工会公式サイトからダウンロードすることができます。

※保健所の指導により、飲食物販売者は、仕込先住所・施設名を臨時出店届に記入する必要があります。また、保健所の許可が得られない品目での出店はできません。

応募先・問合せ 第39回はむら夏まつり実行委員会事務局

■産業課商工観光係(658 (市役所西分室2階))

✉s206000@city.hamura.tokyo.jp
■羽村市商工会 ☎5555-6211